

大学院等の設置の趣旨等を記載した書類

ア 設置の趣旨及び必要性

(a)教育研究上の理念

日本獣医生命科学大学の教育理念は「愛と科学の心を有する質の高い獣医師と専門職及び研究者の育成」であり、学是は「敬讓相和」である。この意味は謙讓と協調、慈愛と人倫を育む科学の創生を説いた箴言である。このような日本獣医生命科学大学の理念に基づく獣医保健看護学科の教育を基盤に既設の日本獣医生命科学大学大学院獣医生命科学研究所に獣医保健看護学専攻修士課程を設置するものである。

(獣医保健看護学専攻修士課程設置の必要性)

日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科は、旧日本獣医畜産大学が学校教育法第57条の3に基づき平成15年4月に創設した動物保健学別科（2年制：小動物臨床看護師の養成を目的；平成17年3月廃止）をベースに平成17年4月に獣医学部の1学科（4年制：定員80名／学年）として開設された。獣医保健看護学は獣医学のパートナーとして位置づけられる新しい学問分野であり、獣医学領域の拡大並びに高度化に伴い、高度な専門知識及び技術を有する動物保健並びに動物看護に携わる専門技術者を養成することが必須となっている。獣医保健看護学科の構成は、小講座制（研究室制）ではなく大講座制（研究部門制）を採用し、従来の研究室制と異なったグローバルな教育・研究体制になっている。すなわち、専門領域を大きく獣医保健看護学基礎部門、獣医保健看護学応用部門、獣医保健看護学臨床部門の3つの研究部門に分け、基礎研究部門では、微生物学・動物感染症学、分子遺伝学、生体機能学、実験動物学等を専門とする教員を、応用研究部門では、野生動物生態学、公衆衛生学、病態学等が専門の教員を、臨床研究部門では、臨床動物栄養学、臨床動物看護学、生命倫理学、動物行動学等を専門とする教員が自由な発想で研究を進めている。この体制によって各専門領域の教育・研究がスムーズに連携できるようになり、相互に協力できる自由な獣医保健看護学教育並びに研究のための環境が形成されている。また、卒業研究に取り組む学生は、「研究部門」という体制のなかで、専門領域が異なる研究や技術を組み合わせた研究課題を設定することが可能となっている。1年次から4年次まで、教養・専門科目において、必修科目をベースに将来進む分野に合わせた選択科目を修得することが可能であり、動物臨床看護分野、人と動物の関係分野、公衆衛生分野、産業動物衛生分野、野生動物分野等に貢献できる高度専門技術者を育成する教育体制を構築している。

獣医学は、動物生命倫理・獣医療倫理を基調に人以外の動物（海生動物を含む）の医療・福祉・動物衛生・公衆衛生等を対象とする応用科学の一分野である。特に獣医療においては、種々の手術技法、新たな動物用医薬品・動物用医療用具の開発改良並びに磁場共鳴画像診断（MRI）、X線断層画像診断（CT）、ライナックによる定位放射線治療、核医学等の高度先端医療機器を用いた診断及び治療法が小動物臨床分野にも導入され、獣医療の

高度化が進んでいる。また、最近、「動物の愛護及び管理に関する法律」の制定によりその生命の尊厳さがより明確化され、重要視される時代となった。従って高度化する獣医学ならびに獣医療・獣医保健看護学領域に対応するためには動物愛護の精神を基に獣医師と共に高度な動物看護師並びに動物保健看護学の専門教育職・研究職の養成が急務となっている。

現在、動物看護師を養成する各種学校（1～2年教育）並びに専門学校（2年教育）は全国に100校近く存在するが、その教育体制はその多くで貧弱である。同時にそれらの学校における教員のうち、専門教員は少なく、動物病院の獣医師が非常勤講師として教育に当たっている。現在、動物看護専門学校（2年教育：認可・無認可も含め全国に約100校）を卒業して獣医療分野で働く獣医療補助技術者（動物看護師）が大半である。しかしながら、動物看護師の資格は国家資格ではなく、現状は民間の任意団体（日本動物看護学会、日本小動物獣医師会、日本動物病院福祉協会、全日本動物専門教育協会等）が動物看護師としての資格を任意に認定している。獣医学・獣医療の拡大・高度化に伴い、その適正な看護・検査技術の高度化並びに動物看護・検査技術分野における適正な教育を受けた高度技術専門職が必要であり、将来的には法律に基づく獣医療補助専門職（動物看護師）の国家資格認定制度が導入される必要がある。その前提には、動物看護師の養成を行う専門学校の教育水準を引き上げることが必要要件であり、他に類を見ない新しい分野である獣医保健看護学を適正に教授する教育職・研究職の養成が必須となっている。以上の理由より、日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科における獣医保健看護学（4年制）教育を基盤に、さらに高度な動物保健看護学教育に特化した教育拠点として大学院（修士課程）の設置を計画した。また、平成20年1月、同一学校法人の日本医科大学と日本獣医生命科学大学は、それぞれの大学院研究科における教育・研究等の特色を尊重し、教育・研究課程の充実を図ることを目的として連携大学院に関する協定を締結した。これにより将来医科学と獣医保健看護学との密接な交流も期待される。

獣医保健看護学専攻修士課程の到達目標は、動物看護師（仮称）の国家資格認定制度の導入に向けて、動物看護専門学校（2～3年教育）、動物看護短期大学並びに大学における獣医保健看護学の高度専門教育職並びに研究職を育成することである。これらの教育機関において獣医保健看護学教育専門の人材は欠如しており、従来、その教育担当には獣医師免許を有する者が主体であったが、将来は大学院で高度な獣医保健看護学教育を受けた獣医保健看護専門職がこれらの教育に当たることが適切である。

（b） どのような人材を養成するのか

1. 人材育成

獣医学・獣医療分野の高度化・拡大に伴い、動物看護・検査技術分野の高度化も必須であり、高度な知識と技術を有する動物看護師や衛生検査技術者の養成が望まれている。しかしながら、現在、動物看護師を養成している専門学校・大学の教員を養成する大学院は

なく、獣医保健看護学教育を教授・研究できる教育職・研究職を育成する大学院の開設が必須となっている。特に獣医療の現場では、動物は言葉を持たないことから動物看護師学は動物の行動から動物の心を読み取り治療に対する動物の恐怖心を少しでも取り除くことが重要であり、同時に罹患動物を自宅にて看病している飼い主の精神面もケアする必要がある。さらに、疾患の病態機序や臨床検査の生化学的な意味など獣医師とほぼ同等レベルの専門知識を有することにより、動物看護師による検査・看護技術開発が可能となる。このように、獣医学と動物の保健看護学専門職が両輪となる高度獣医療システム（制度）の構築を推進する必要がある。このため、それらを指導、教授、研究できる獣医保健看護学の教育・研究者を育成する必要がある。これは、今後、さらに拡大していくと考えられる高度な獣医職・獣医療を展開する上で直近に重要な課題である。

2. 修士課程修了者の進路

今後、高度教育が要求される動物看護師養成のための専門学校、短期大学、大学等における教育職・研究職やさらに大学院博士後期課程に進学の道が拓かれる。特に将来に動物看護師の国家認定資格制度を導入し教育の高度化を推進する必要がある。それには高度に教育された教育職・研究職を供給する必要が生じており、全国に約100校に近い動物看護師養成の専門学校（2年制）の教育者を早期に養成することが必須となっている。また、食品・製薬・飼料・実験動物関連会社の研究部門並びに国、独立行政法人の検査・研究機関での研究プロジェクトの企画及び実施を統括する等、研究開発に携わる人材としても貢献できる。

3. 入学定員

獣医保健看護学専攻課程の新設に伴い、その入学定員は8名、収容定員は16名とする。

イ 修士課程までの構想か、又は博士課程の設置を目指した構想か。

獣医保健看護学の大学教員を養成するため、博士課程を設置する予定である。博士課程設置に伴い、修士課程を改変し、博士前期課程及び博士後期課程とする予定である。

ウ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

獣医生命科学研究科獣医保健看護学専攻修士課程

(1) 研究科の名称 獣医生命科学研究科

英語名称 Graduate School of Veterinary Medicine and Life Science

(2) 専攻の名称 獣医保健看護学専攻 修士課程

- 英語名称 Masters Course in Veterinary Nursing and Technology
(3) 学位に付記する専攻名称 修士 (獣医保健看護学)
英語名称 Master of Veterinary Nursing and Technology

専攻名称は、日本獣医生命科学大学獣医生命科学研究科に動物の保健と看護の高度な専門職を養成する大学院修士課程として獣医保健看護学専攻とした。また、修士課程は、学士課程の動物の保健看護に係わる学理に力点をいれた教育研究を基盤にしている為、学士課程の名称 (獣医保健看護学) と整合させた。当該専攻課程は獣医学領域の獣医師のパートナーとなる動物看護師育成の専門学校・短期大学・大学の教育者・研究者の養成機関として位置づけている。なお、獣医保健看護学科第1期卒業生 (平成21年3月卒業予定) には学士学位を獣医保健看護学の名称で授与することとなっている。英語名は **Veterinary Nursing and Technology** を獣医保健看護学科と大学院獣医保健看護学専攻科の英語名称に用いている。

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育及び研究カリキュラムの編成

獣医保健看護学専攻修士課程では、学科課程における基礎分野から臨床分野までの獣医保健看護学の教育研究基盤を基に、さらに専門的かつ高度な教育・研究を推進するため1) 基礎獣医保健看護学分野と2) 臨床獣医保健看護学の2分野を編成し、新たな教育研究プログラムを設計した。すなわち、獣医保健看護学専攻修士課程の教育および研究カリキュラムの編成は、検査技術教育の基盤となる基礎科学の研究教育を専門とする基礎獣医保健看護学分野および臨床看護教育の基盤となる高度看護学の教育を専門とする臨床獣医保健看護学分野を構成した。さらに相互の分野の特論および特別演習を選択的に履修可能にすることにより、基礎から臨床まで幅広い知識が必要な獣医保健看護学の教育・研究者の養成が可能である。

2. 教育課程の特色

獣医保健看護学科は平成17年度に本学に設置され、動物の保健および看護に関連した幅広い教育・研究を実施している。獣医保健看護学を対象に研究を実施している学生は開設申請年度に一期生の卒業を迎えるが、現在獣医保健看護学を専門とした修士課程を設置している大学は他にない。本学にはすでに日本獣医生命科学大学獣医生命科学研究科に獣医学専攻と応用生命科学専攻が設置されている。獣医学分野の獣医学専攻では、動物の正常な形態と機能、ならびに疾病に罹患した動物の病態と、その治療、予防について、群レベル、個体レベル、細胞レベル、および分子レベルなど様々なレベルから、総合的かつ高度な教育と研究を実践している。また、農学分野の応用生命科学専攻では、動物資源の探

索・確保と生産機能の効率化、ならびに高品質の食品を生産するための分析と加工・貯蔵技術の開発、さらに人と動物との共生社会システムに関する教育・研究が実施されている。獣医保健看護学専攻修士課程は、獣医生命科学研究科に農学分野の新しい修士課程として動物基礎科学と獣医学を基盤とした動物の保健と看護の高度な専門教育に特化した教育を行うことを目的としている。本修士課程が設置されると、獣医生命科学研究科は、動物の形態・機能・生態、疾病とその治療・予防、看護、生産物利用、人と動物の共生社会システムに関する総合的な教育・研究システムの構築が期待され、特色ある修士課程として創設することができる。獣医保健看護学専攻修士課程の研究分野は、高度化する獣医療に対応するため基礎獣医保健看護学および臨床獣医看護学の2分野で構成し、2つの分野は動物の保健および看護に関する教育および研究を指導するため横断的に連携する。具体的な教育課程の概要は様式第2号(その2)、様式第2号(その3)で科目名と授業内容を記載した。

3. 履修方法、研究指導等

指導教員の特論2単位、特別研究8単位、所属分野の特別演習4単位、及び特別講義4単位の計18単位、指導教員以外の特論及び所属分野以外の特別演習から12単位以上を履修し、これら合わせて合計30単位以上を修得単位数とする。

所属分野以外の特別演習を受講した場合、単位の認定は、半期を2単位とし、半期毎に認定する。

大学院学生は主指導教員の元に属し、研究題目の選定から始まり、学位論文の仕上げに至るすべての過程の指導を受ける。副指導教員は研究題目の実施計画、実験進行中の各時点で討議に加わり、それぞれの専門領域からの示唆を大学院生に助言する。同時に、大学院生自身の問題点に対する考えを聞き、討議を補助する。

研究指導は、特別演習の課題に関連した研究論文発表、研究課題の進行状況と中間まとめ等に基づき討議を重ね、次の研究計画を定める。この討議には副指導教員も加わり、討議する。

特別演習は、複数の指導教員によって実施し、多様な視点からの討議を可能とし、所属分野以外の特別演習も受講するように指導する。特別研究については研究課題を設定し、研究及び技術指導ならびに修士論文作成等の指導を行う。この研究には副指導教員ならびに他の教員も加わり研究内容を多岐に広げ大学院生の広範な思考を培うように実施する。

履修は、研究題目を4月に決め、指導教員の構成は、主指導教員と大学院学生との話し合で副指導教員の構成を5月に決める。様式第2号その3に記載された特別研究および特別演習の授業に加えて、主指導教員と共に副指導教員は、研究の計画、実施、結果の討議、研究課題のまとめと研究の発展に繋がる次の課題の討議に加わり、大学院学生の育成と研究課題の発展を補助する。この指導教員群と大学院生の討議は、少なくとも年に2回、6～7月の時期と研究の進行に応じて冬季の適当な時期に行なう。

4. 獣医保健看護学分野の構成

獣医生命科学研究科獣医保健看護学専攻修士課程は、獣医保健看護学の高度な専門教育を行うため基礎獣医保健看護学ならびに臨床獣医保健看護学の2分野の専門領域を編成した。基礎獣医保健看護学分野では主として多種多様な動物を対象とした検査技術教育の基盤となる基礎科学の研究教育を実施するため、動物感染症学特論、野生動物医学特論、動物看護生理学特論、分子遺伝学特論、公衆衛生学特論、動物微生物学特論、動物生態学特論の7つの講義および基礎獣医保健看護学特別演習と基礎獣医保健看護学特別研究で構成されている。一方、臨床獣医保健看護学分野では主に専門化する臨床看護技術の基盤となる高度看護学の研究教育を実施するため、実践動物看護学特論、動物看護病態学特論、動物看護代謝学特論、動物看護倫理学・教育学特論、動物行動学特論、臨床検査学特論の6つの講義および臨床獣医保健看護学特別演習と臨床獣医保健看護学特別研究を構成した。さらに相互の分野の特論および特別演習を選択的に履修可能にすることにより、基礎・臨床ならびに応用研究手段・技術を指導し、優れた獣医保健看護学に対する教育・研究開発能力を備えた教育・研究者を養成する。

5. 授業科目の概要

修士課程の2分野すなわち基礎獣医保健看護学分野および臨床獣医保健看護学分野の各授業科目の内容および単位数は下記のとおりである。なおこれらは様式第2号(その3)に科目名と授業内容を記載した。

①基礎獣医保健看護学分野

(1) 動物感染症学特論 (2単位)

動物疾病のうち、特に感染症は病原体の感染に起因するものであり、寄生虫、原虫、細菌、リケッチャ、ウイルス等、その病原体が多岐に亘る。これら個々の感染症の病態、診断、予防、並びに疫学の知識を細部に亘って十分に習得させると共に、診断のための検査技術、疫学的手法による感染症防疫の在り方を教授し、これらの感染症分野での各種技術開発に向けた研究能力を引き出す。また、感染症は動物を扱う限り、避けては通れないものであり、臨床看護に携わる技術者にとって、特に手術前後の病原体の消毒・滅菌等の措置の重要性の認知並びに動物病院内感染の防除に関する対応等の能力を養う。

(2) 野生動物医学特論 (2単位)

野生動物は本来人類と切り離されたところで生活を営むべき存在であるが、この1、2世紀あまりにおける人類の生活領域の拡大は、むしろ人類と野生動物との接触機会を増大させており、結果として野生動物側からみれば、人間活動の影響が傷病野生動物を作り続けているのが現実である。そこに野生動物と人類との共生に関わる現代的な基礎理論の構築が求められる理由がある。ここでは共生理論の一部を構成する、人間と比較的関わりが

大きい野生動物起源の疾病の保健衛生（集団）と、傷病野生動物の健康回復への手助け（個体看護）の在り方について考察する。

（3）動物看護生理学特論（2単位）

動物生理学とは動物の体の機能を学ぶ学問で、獣医保健看護学において最重要の基礎学問である。授業では、生理学の他に解剖学、組織学、生化学、分子生物学等の基礎医学も適宜取り入れ生体の正常機能を総合的に教授する。さらに、動物看護が生理機能に及ぼす影響と治癒的効果を解析するための実験方法の理論などを教授し、臨床動物看護における動物生理学の総合的、かつ実践的な知識を養う。

（4）分子遺伝学特論（2単位）

動物看護の現場でしばしば遭遇する遺伝的疾患を有する動物について、責任遺伝子の同定法や構造ならびに診断法など遺伝子変異、染色体異常に起因する疾患機序を総合的に学修し、動物の飼い主に対して遺伝子病の機序、診断法などを正しく説明する能力、自ら遺伝子疾患を解析する実験方法の理論などを教授する。

（5）公衆衛生学特論（2単位）

公衆衛生学とは、社会を構成する人々の健康を肉体的、精神的、社会的に良好に保持、増進させることを目的とした自然科学系、社会科学系に大別される広範な学問分野を含んだ応用科学であり、その最終的な目的は動物保健看護領域においても同じである。本特論では人獣共通感染症の現状、食品衛生、特に動物性食品に関係する衛生、動物の関与する環境衛生ならびに人と動物の共生の視点から、ヒトの精神衛生に動物がどのように関与するかを解説する。さらに、疫学的手法による解析方法や、動物保健看護公衆衛生における疫学的手法を教授する。

（6）動物微生物学特論（2単位）

動物保健看護領域において、動物およびヒトを微生物による健康被害から守ることは重要かつ必須である。それらを恒常的に達成・発展させる力を養うことを目的として、各種微生物の生物性状、遺伝子構造および分子微生物学的特性などを深く追求し、微生物現象を体系的に学修する。さらに、それらから導かれる病原・血清診断法、予防法、治療法、微生物コントロール法などを理解し、微生物および動物保健衛生などに係る観察力、考察力、判断力および研究能力を養う。

（7）動物生態学特論（2単位）

地球上に生息する動物には、様々な「進化」の過程を辿り分化した、哺乳類、鳥類、昆虫、魚類、は虫類、両生類など種の数に多数にのぼる。本講義では動物の生態を多方面から学修することにより、多種多様化するペットの飼育・看護のあり方について学ぶ。

（8）基礎獣医保健看護学特別演習（4単位、オムニバス方式）

（概要）最新の分子レベルでの生体機能解析法としての cDNA マイクロアレイ、RNA インターフェレンス、プロテオミクス、細胞および動物個体における分子動態イメージ解析法の原理と実験法を修得させ、動物の生理機能の解明を目指した研究の実践、指導を行い、

その総括として修士論文の作成を指導する。

(9) 基礎獣医保健看護学特別研究 (8 単位)

獣医看護学分野は動物医療分野の新しい分野であり、獣医看護学研究を進めるにあたり、系統立った基礎看護学を構築する必要がある。そのため、臨床看護研究の基礎となる、遺伝学を背景とする生理学、実験動物学、微生物学、感染症学、生態学、病態学、生体構造学等を学習・実践し、研究能力を養う。

②臨床獣医保健看護学分野

(1) 実践動物看護学特論 (2 単位)

実践的動物看護学を学問的に高めて行くには、現在実践されている看護学を検証し不足する部分を補い発展してゆく必要がある。1) 海外での現状と国内の現状比較および人の看護学研究と動物看護学の応用を進める。2) 動物における疾病の病態を理解し、その病態に必要な看護学の理解、充実のための研究を理解させる。3) 獣医学をサポートする臨床検査および種々検査学の進歩を究めてその応用を勧める。また、病理組織学的な検査技術も時代と共に進歩している。それらに貢献すべき方法の開発研究も必要である。4) 科学的エビデンスの少ない行動学を確実な科学的データを積み上げるべく方法論の開発を行う。

(2) 動物看護病態学特論 (2 単位)

動物の様々な疾患のうち、代謝疾患、生体防御機構の統御と破綻、炎症性疾患及び腫瘍を取り上げ、疾病の原因、発症の機序、病気の表現を病理形態学及び分子病理学の面から講義する。また対象疾患の最新の知見を紹介し、最先端の研究方法及び技術及び知識を習得させる。これにより疾病に関する知識、研究基礎能力を培い、看護診断、援助及び教育に応用することを理解する。

(3) 動物看護代謝学特論 (2 単位)

伴侶動物の代謝に関わる様々な病態について、以下のテーマに焦点を当てて学ぶ。1) 脂肪細胞で産生され、全身の代謝を調節している各種アディポカインについて、分子構造や体内動態を研究する。2) エネルギーを熱に変換する脱共役蛋白質 (UCP) のはたらきや、それを応用した新しい肥満治療法について研究する。3) 栄養代謝の出発点である消化管に発生する様々な病態を、炎症性腸疾患 (IBD) を中心に研究する。

(4) 動物看護倫理・教育学特論 (2 単位)

動物看護専門職としての倫理観や動物看護観を構築するため、現状の把握と取り組むべき課題の明確化を試み、動物看護倫理の中心課題である獣医療におけるケアのあり方を追求する。また、動物看護教育の役割として、動物看護専門職の資質能力の一層の向上を図ることで動物と人間の福祉に資することが求められていることを踏まえ、看護教育者の能力の向上、臨床実習指導、継続教育等の現状と課題について取り上げる。

(5) 動物行動学特論 (2 単位)

コンパニオンアニマルが我々の心身の健康にいかによりポジティブな影響を及ぼすかについての研究が累積されつつある一方、問題行動を理由に安楽死処分される動物も少なくなない。動物福祉とエビデンスに基づいた問題行動の診断と治療、および予防に関する研究を行ない、問題行動の予防を実践・教育できる動物看護専門職の養成を目指す。

(6) 臨床検査学特論 (2単位)

近年、獣医療の進歩、動物飼育に関する意識の向上、さらには動物医療保険の発展により、伴侶動物に対しても様々な検査を実施することが可能となってきた。それに伴い、より侵襲性が低く、より感度の高い検査法の確立が望まれている。本講義では、動物において応用されている様々な特殊検査法について紹介すると共に、新規検査法として注目されている遺伝子検査法を取り上げ、最先端の臨床検査を実施・開発するための基礎的知識を養成する。

(7) 臨床獣医保健看護学特別演習 (4単位、オムニバス方式)

伴侶動物の各種疾病の病態病理、分子病理、臨床検査、看護診断、援助技術、生命倫理などに関する内外の文献を抄読し、研究・実証手法の検証や模擬演習を実施する。研究成果のまとめ方、発表方法を修得させる。担当教員が研究対象としている疾患を主体に多様な立証技術や思考を指導する。

(8) 臨床獣医看護学特別研究 (8単位)

臨床獣医保健看護学特別研究では、臨床看護において重要な疾患の病態機序解明、栄養学的研究による予防医学、さらに異常行動などをそれぞれ分子レベルで解析することにより基礎研究から臨床応用を目指した臨床看護学研究を実施する。

③特別講義 (4単位、オムニバス方式)

専任教員が獣医保健看護学に関する研究分野の最新の知見を紹介する。授業内容については様式第2号(その3)に従う。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織の編成の考え方

獣医保健看護学専攻修士の教育は、本学獣医学部獣医保健看護学科の専任教員で構成される組織を母体として編成する。獣医保健看護学科の専任教員は教授5名、准教授3名、講師5名、助教4名の計17名であるが、大学院担当者は様式3号(その2)のとおり、13名(教授4名、准教授3名、講師4名、助教2名)で構成する。

2. 教員組織の特色

指導教授陣は、多様な種類の博士既得教員(獣医学、農学、医学)から構成され、これらの教員は国の研究機関、医学部教員、人の看護専門学校並びに臨床検査学校において実

実践経験を積んだ専門家から成り、基礎科学、応用科学、生命倫理の側面からの教育を行い、動物看護教育の指導者たる専門職の育成のための教育指導体制を構築し実践する。

研究指導体制は、獣医保健看護学専攻修士課程の専任教員のうち教授および准教授で組織する。大学院学生は原則所属分野の研究室で研究指導を受けることにより、卒論研究を修士論文に進展させることが可能になる。また、分野には専門の異なる複数の教員が配置されていることから補助者として修士論文作成に必要な様々な技術を教授できる特色がある。

3. 教員年齢構成と定年規定について

教員構成は教授4名、准教授3名、講師4名、助教2名となっている。就任時の最高年齢は教授が62歳、准教授が48歳である。本学の定年規定は、学校法人日本医科大学就業規則（規程）第14条に「教授満65才、その他の職員は満63才とし・・・」と定められている。本申請における修士課程の完成年度（開設後2年）において、就任する教員は、いずれも定年には達しない。

カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

履修指導は、指導教員が講義および演習と実験のガイダンスを実施する。研究指導の方法は、指導教授ならびに指導教員により指導体制を確立し、定期的に研究報告を行う。さらに、シラバス等を配付して履修指導を徹底する。

1. 教育方法（資料1：授業時間割）

獣医保健看護学専攻修士課程の専任教員である適格な指導教員の担当する特論2単位、特別研究8単位、所属分野の特別演習4単位、及び特別講義4単位の計18単位、指導教員以外の特論及び所属分野以外の特別演習から12単位以上を履修することができる。

特論：

専任教員が担当する。大学院学生は指導教員の担当する特論2単位の修得を必須とする。また、他の教員が担当している特論を選択として履修することが出来る。

特別講義：

専任教員が担当する。講義はオムニバス方式で行い4単位の修得が必須である。

特別演習：

(1) 構成メンバーは主指導教員と同じ分野の教員、及び主指導教員が指導する大学院学

生で構成する。他に専攻の教員及び大学院学生も随時参加できる。

- (2) 日程と演題予定表は、半期毎に作り、参加者に配布する。
- (3) 目標は発表者が課題を設定し、続いて参加者との質疑応答をおこなう。その中で、問題解決の端緒を捉え、術式上の問題点、解析手法の問題点等を検討し、研究成果の進展に役立てる。

特別研究：

- (1) 主指導教員と指導を受ける大学院学生との間で討議を中心に行う。大学院学生は常時、研究の進行状況を主指導教員に報告する。
- (2) 主指導教員の属する専門領域及び他の専門教育領域から2～3名の副指導教員が討議に可及的に参画し研究推進を補佐する。
- (3) 研究課題の推進にあたっては、大学院学生の発想・研究展開を重視し、そのアドバイスを適切に行う。

2. 研究指導の方法及び修了要件

研究指導は特別演習と修士論文の作成を指導する特別研究において行い、修士論文の課題設定は、主指導教員と大学院学生間の合議により決める。主指導教員は演習、特別研究の課題に関連した研究テーマの中から指導教員と大学院生の間で合議により決定し、チュートリアルシステムにより個別的に指導を実施する。なお、大学院学生と主指導教員は定期的に討議で研究、実験を進める。大学院学生は研究進行状況、抱えている問題などを発表し指導教員群からの意見、示唆を得て、研究発展につながる計画を立てる。

研究指導の方法：

指導は特別研究において毎週1回の主指導教員との討議と特別演習における討議によって行う。次のような進行日程を予定している。

- (1) 1年次 4月 研究課題の選定
5月 研究計画の設定、実験手法の確定と技術修得
6月 実験の開始と結果の収集
12月 実験結果の取りまとめ

2年次 前年度の結果を参考に次のステップの実験を開始する。以降は1年次と同様の日程を進める。実験結果はとりまとめの上、補足・追加実験等を行い、学術誌に投稿すると共に、学位論文（修士論文）の作成を行う。

修士課程の修了要件：

学位の取得要件は、2年間在籍し、指導教員の担当する特論2単位、特別研究8単位、所属分野の特別演習4単位、及び特別講義4単位の計18単位、指導教員以外の特論及び所属分野以外の特別演習から12単位以上を履修し、合計30単位以上を取得した上、学位

論文（修士論文）を提出する。さらに論文内容を審査委員会で口頭発表（説明）し、審査委員の最終試験の評価を受ける。

- (1) 学位論文審査申請 2年次の11月
- (2) 学位審査委員会の設置 12月 獣医保健看護学専攻委員会で学位審査委員会を立ち上げ、審査委員は主指導教員と副指導教員に専攻委員会教員又は学内外の審査委員を加え、3名以上で構成する。主査は主指導教員があたる。
- (3) 審査委員への学位論文の配布 12月 審査日の1ヶ月前には各委員に配布する。
- (4) 最終試験 1月 申請者は論文内容を審査委員会で口頭発表（説明）し、審査委員は学位論文を中心に、これに関連ある科目について試問を行い、申請者は応答する。
- (5) 合否の判定 審査委員会は、最終試験終了後申請者を退場させ学位論文及び最終試験の評価について審議し、全員の意見として合格または不合格の評価を行う。
- (6) 学位の授与 3月 審査委員会は予め獣医保健看護学専攻委員会委員に審査の結果に関する書類（論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、最終試験の結果の要旨）を配布する。当該論文の主査は、2月開催の同専攻委員会において、上記書類及び合否判定の経緯について説明し、質疑応答の後、学位論文及び最終試験の合否について無記名投票を行い、出席委員の3分の2以上の合格票を持って合格と判定する。専攻委員長は判定結果を、文書をもって獣医生命科学研究科委員会に報告し、審議のうえ、無記名投票を行い、出席委員の3分の2以上の合格票をもって、課程修了を認定し、修士（獣医保健看護学）の学位を授与する。

3. 大学院獣医保健看護学専攻修士課程の履修モデル（資料2：参照）

(1) 教育と研究の目的と専門分野

獣医学・獣医療分野の高度化・拡大に伴い、動物看護・検査技術分野の高度化も必須であり、高度な知識と技術を有する動物看護師や衛生検査技術者の養成が望まれている。しかしながら現状では獣医師とともに獣医療を支えるうる高度な獣医保健ならびに看護専門職の養成は十分とはいえない。

獣医保健看護学専攻修士課程は、平成17年度に開設した我が国最初の動物の保健ならびに看護の専門教育を行う学士課程の教育基盤を基に、動物の医療・福祉の新たな開拓者として「動物の保健と看護」に関する総合的かつ高度で専門的な知識と技術を備えた教育者・研究者を要請することを目的としている。そこで、修士課程では基礎獣医保健看護学分野と臨床獣医保健看護学分野にわけ相互の分野を履修できる科目を配置し、専門性の深い教育、研究を実施する。

(2) 教育と研究の組織

①基礎獣医保健看護学分野

基礎獣医保健看護学分野では、動物の保健および検査技術教育の基盤となる基礎科学教

育と演習に焦点を当てた看護教育を行うため、動物感染症、野生動物、遺伝学、公衆衛生、微生物、生態などの教育と研究を行う。また、研究手法として統計学的手法に加え、最新の分子レベルでの生体機能解析法としての cDNA マイクロアレイ、RNA インターフェレンス、プロテオミクス、細胞および動物個体における分子動態イメージ解析法の原理と実験法を修得させ、動物の生理機能の解明を目指した研究の実践、指導を行い、その総括として修士論文の作成を指導する。

②臨床獣医保健看護学分野

臨床獣医保健看護学分野では、動物看護や予防獣医学の専門的知識と技術を修得させるため、動物看護実践看護学、動物代謝学、病態学、臨床検査学、動物行動学、動物福祉などの教育と研究を行う。研究手法としては、動物のストレス関連マーカーなどの臨床生化学的解析法、疾患動物の組織や細胞の組織学的解析法や、効果的な動物看護技術あるいは動物問題行動などを数値化するための統計学的手法などを修得させ、臨床動物看護技術開発を目指した研究の実践、指導を行い、その総括として修士論文を指導する。

キ 特定の課題についての研究成果の審議を行う場合

特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることは行わない。

ク 施設・設備等の整備計画

1. 講義室等の整備計画（資料3参照）

修士課程の入学定員8名とする。講義および演習は、平成19年4月に完成した教育棟（B棟）の3階に専用教室（331演習室）を設置する。収容可能人数は床面積52㎡、32人収容可能、PCはじめOAシステムが設置されている。大学院学生用の自習室はD棟5階に16名収容可能な537号室を確保している。また、動物実験には、生命科学共同研究施設（実験動物）を、分析作業は各研究室（約85平米）と獣医保健看護学科共同遺伝子解析室（約30平米）ならびにハイテクリサーチセンターおよび学術フロントエリアによる研究施設などを使用する。

2. 実験等に関わる器具等の整備

大学院分析室には遺伝子解析機器：リアルタイムPCR、塩基配列分析機器、たんぱく質・酵素解析等電気泳動装置、分子サイズイメージ測定器、分子定量装置、遺伝子挿入セット、細胞培養装置、凍結組織標本作成装置、蛍光顕微鏡、共焦点レーザー顕微鏡および大学共同機器、また、各研究室には、一般分析用機器と研究室の目的指標に応じた分析機器を整えている。一般分析には一般成分自動分析装置、分光光度計、核酸測定機、遺伝子増幅機器（PCR）、液体クロマトグラフィーを用い、細胞・微生物など培養関係にはクリンベン

チ、炭酸ガス培養器、嫌気性細菌培養器を使用し、組織的検査にはクリオスタット、蛍光顕微鏡を所有している。遺伝子操作など特定生物体作成にはマイクロマニピュレーター、無菌動物の作成にビニールアイソレーターと無菌動物飼育室を設置している。

3. 獣医保健看護学専攻修士課程に伴う図書等の資料の整備計画について

日本獣医生命科学大学図書館は、平成 19 年 4 月に完成した新図書館に移転し、教育研究に供すべくその充実を計画している。

- (1) 図書：2008 年 4 月 1 日現在冊数は 90,175 冊であるが、今後大学院の教育研究に供する一層充実した学術図書の構築を計る方針である。
- (2) 学術雑誌：現在 2,117 種の所蔵があるが、今後電子ジャーナルを含め外国誌をより充実させる方針である。大学院の教育研究の中心資料となる外国誌の購入リストは（資料 4）のとおりである。
- (3) デジタルデータベース
PubMed, 医学中央雑誌、Jdream II, Scopus, DIALOG, Chemical Abstracts, Zoological Record 等を備え、今後ともさらに充実を計る方針である。
- (4) 電子ジャーナル
ここ数年冊子よりの切り替えを開始し、現在コンソーシアム誌を含めて約 1,600 誌を HP 上に載せ利用に供している。今後とも徐々に冊子よりの切り替えを計る方針である。現在購入している電子資料リスト（除コンソーシアム誌）は（資料 4）のとおりである。

4. 閲覧室、閲覧席数、レファレンス・ルーム、検索手法

- (1) 閲覧室：図書館総面積 1,173 m²中約 500 m²を有する。
- (2) 閲覧席数：237 席を有し学生数に対して約 16%を占め、大学院学生の利用に通常十分対応可能である。
- (3) レファレンス
情報ネットワーク端末数が固定 53 台(含所蔵検索用 4 台、視聴覚用 6 台、持込使用 70~166 台可能で、館内のどこからでも情報検索が可能である。

5. 他大学図書館との協力について

国立情報学研究所の ILL に参加、文献情報の貸借を通常業務として行ない、今後ともさらに充実させていく。(2006 年度実績)：依頼 1,084 件 受付 787 件

ケ 既設の学部との関係(資料 5 参照)

申請する獣医保健看護学専攻修士課程は、他大学に既存せず、日本では新しい専門職の

育成分野である獣医保健看護学の教育・研究者を養成する大学院の日本の拠点として実施する。大学院学生は本学のみならず、他大学の学部卒業生からの受け入れ、指導を受ける大学院学生が種々の学部課程で修得した知識、技術を活用して獣医保健看護学との関係を実証しながら、優れた獣医保健看護の教育・研究者を養成することを目的とする。そのためには構成教員が集団指導体制をとり、大学院学生指導には主指導教員と共同して創造的な発想を培える組織体制をつくる。この方針に基づき、学部の獣医保健看護学教育・研究を基盤に大学院教育をさらに専門的に展開することが可能になる。従って、獣医保健看護学修士課程では下記の2つの獣医保健看護学分野に集束する。

学士課程： 獣医保健看護学

修士課程： 基礎獣医保健看護学分野、臨床獣医保健看護学分野

コ 入学者選抜の概要

1. どのような学生を受け入れるか

獣医保健看護学専攻修士課程へ大学院学生の受け入れは、本学（唯一の獣医保健看護学科）のみに限定せず、他大学で「動物と人の関係分野」、「動物看護学」、「動物介在療法」等、動物関連学科からの学生等の志願者を含めグローバルに対応する。また留学生、社会人も受け入れる。大学院学生の資質は、進取・創造の気概に富み、加えて深い洞察力と倫理性の豊かな大学院学生であることが望ましい。その大学院学生と教職員が切磋琢磨し科学者としての「創造力・研究力」の養成に忍耐強く耐えられ、そして倫理感を具えた人材を選びたい。試験期日は1次募集10月上旬、2次募集2月下旬とする。（初年度は届出受理の時期により2次募集のみの場合もある）

2. 選抜方法・選抜体制

入学者の選抜方法は学部等の成績、学力試験（筆記試験）及び口述試験の結果を総合して行う。

1) 試験科目

- (1) 学力試験 : ① 英語（英文和訳）
② 専門科目（研究指導分野）
- (2) 口述試験 : ① 卒業論文等に関して質疑
② その他（生活保障など）

2) 入学者の選抜体制

獣医保健看護学専攻委員会において合否判定を行い、獣医生命科学研究科委員会で、合否を決定する。

- (1) 問題作成・採点者： 獣医保健看護学専攻委員会委員が担当する。

* 専門科目は志願者の志願領域主指導教員

* 英語は専門科目出題者以外の教員（2名）とする。

- (2) 口述試験： 獣医保健看護学専攻委員会の5名の委員からなる入試委員会を設置し、口述実試験は入試委員会委員が担当する。質疑内容は志願者の提出した書類（卒業論文等）から専門知識の評価、修士課程入学の動機、入学後の研究構想、将来の目標等を問う。
- (3) 合否の判定： (2)の入試委員会が学力試験と口述試験の評価点を基に合否を討議する。合否の判定基準は各試験の評価点が60点以上が望まれ、かつ総合評価点が6割以上を合格とする。
- (4) 合否の決定： 入試委員会は合否判定案を獣医保健看護専攻委員会に報告する。獣医保健看護専攻委員会で承認の後、獣医生命科学研究科委員会に報告し、当該委員会の承認を経て合格が決定される。

3. 留学生の受け入れ

外国人留学生特別選抜においては、提出書類による選考を行い、合否を決定する。また、その指導教員又はこれに準ずる者による日本語の学力を表す証明書を提出させる。

4. 社会人の定義・受け入れ

社会人特別選抜制度で受験する場合には、大学院学則に定められている入学資格の条件を満たし、かつ、企業、国又は地方公共団体等に勤務し、その身分を有し大学院学生となることを所属長から許可された者又は、これに準ずる者と本学大学院において認められた者を対象とする。選考方法は、社会人としての実践的な経験と、明確な問題意識（業績報告書または小論文を提出）をもち、さらに研究を続けたいという有能な人材を書類審査及び面接で総合判定を行い選抜する。

サ～タ (非該当)

チ. 管理運営の考え方

大学院研究科の運営は日本獣医生命科学研究科組織規則、同大学院運営組織規則に則って行われている。また、大学院は13章からなる日本獣医生命科学研究科組織規則を設け、これに則って実際の運営が行われている。

1. 研究科委員会等の組織及び事務組織について

研究科委員会は、本学大学院研究科の研究指導及び講義を担当する教授及び准教授をもって組織し、研究科委員会委員長には、獣医生命科学研究科長がこれに当たる。また、研究科委員会には、現在獣医学専攻委員会及び応用生命科学専攻委員会を設置

しており、各専攻の管理運営を実施している。獣医保健看護学専攻修士課程認可後は、新たに同専攻委員会を設置する。なお、管理運営をサポートする事務は庶務課（人事・購入）学務課（カリキュラム管理・大学院委員会運営）学習・就職支援課（大学院生の福利厚生、奨学金）学術振興課（文部科学省等補助金関係）の4課で業務が行われている。

2. 大学院の管理運営方法

大学院の実際の管理運営については、研究科委員会で設置した各専攻委員会において；

- (1) 専攻に関する教員の選考に関する事項
- (2) 専攻所属教員の資格審査に関する事項
- (3) 大学院学則第5章に定める教育課程に関する事項
- (4) 専攻の学生、外国人学生、研究生等の入学及び試験に関する事項
- (5) 専攻の学生、外国人学生、研究生等の身分に関する事項
- (6) 専攻の学位論文審査に関する事項
- (7) その他専攻委員長が必要と認めて諮問した事項を審議している。

これら、専攻委員会での議決は出席委員の4分の3以上の賛成をもって研究科委員会の議決とすることができる。また、カリキュラムについては各専攻委員会で審議し、決定をしている。さらに大学院の人事等の(1)専攻に関する教員の選考に関する事項(2)専攻所属教員の資格審査に関する事項については、各専攻委員会において、教員資格審査小委員会が設置されており、専攻毎に教員の資格審査を行うのに必要な教員資格基準及び教員資格審査基準要項を設けて、本学大学院の教育研究水準の向上を目的として、教員の質の向上を目指している。

ツ. 自己点検・評価

獣医保健看護学科は平成17年4月設立のため、評価実績はないが平成21年度に実施予定である。また大学及び既設大学院の自己点検・自己評価は、すでに5年毎に実施しており、その概要は以下のとおりである。

1. 実施体制と実施方法

大学院及び学部自己評価委員会（規定を定めている）を設置し、通年で点検及び評価を実施している。同時に、学外者にも評価を依頼して点検と評価を受けている。

2. 評価の公表

- (1) 1988年～1992年における日本獣医畜産大学の現状・評価・課題を平成5年12月に公表した。
- (2) 1993年～1997年における現状・評価・課題を平成11年7月に公表し

た。

- (3) 1998年～2002年の間における本学の現状・自己評価・課題等を平成16年9月に公表した。
- (4) 2003年～2007年の間における本学の現状・自己評価・課題等については平成19年度後期より作業に着手し、平成21年に公表する予定である。

3. 評価の項目

評価項目は、大学院及び学部（獣医学部・応用生命科学部）に対して次の項目について実施した。

- (1) 教育目的等に関する項目
- (2) 教育活動に関する項目
- (3) 教員の研究活動に関する項目
- (4) 教員組織に関する項目
- (5) 施設設備の整備に関する項目
- (6) 国際交流に関する項目
- (7) 社会との連携に関する項目
- (8) 管理運営組織に関する項目
- (9) 自己評価体制に関する項目
- (10) その他必要と認められる項目

今後は、大学において教員の任期制及採用・昇任の基準の導入に伴い、大学院も次の追加評価項目の実施について検討する。

- (1) 大学院担当教員の採用・審査基準に関する項目
 - ① 大学院担当教員の採用・審査基準
 - ② 年齢制限
 - ③ 研究業績基準
 - ④ 大学院担当教員の昇格基準
 - ⑤ 大学院担当教員の資格審査
 - ⑥ 大学院担当教員の採用・審査基準の自己評価

4. 評価の活用

自己点検・評価については、さらに再検討し、その問題点を抽出して、欠点の改善及び長所の助長に努めている。その成果は、カリキュラムの再構成、獣医学部・応用生命科学部2学部制への発展、獣医保健看護学科の開設、応用生命科学系大学院の開設、動物医療センターの新設、学生福利厚生及び文化・体育活動の支援等に発展した。さらに、海外研修、海外学術協定校の必要性も示唆され、その実現に貢献している。このように、自己点検・評価の活用は、大学改革に実効として大きく寄与している。

テ. 情報の提供

大学院及び大学に関する諸情報は、公開を原則としており、情報提供手段の概要は以下のようなものである。

1. 情報提供方法

(1) 印刷物による情報提供

- ① 本学の「現状・評価・課題」の公表は、学内外関係者にも配布し、部外者には図書館等で閲覧に供している。
- ② 学部及び大学院教員全員につきその組織・教育と研究の成果、教員と担当教科目等を明細に公開し、学生及び武蔵野地域自由大学受講生等に提供している。
- ③ 研究成果は、『日本獣医生命科学大学研究報告』として毎年刊行している。
同時に、英語論文を『Advance Research in NVLU』として編纂し2年に一度刊行している。
- ④ 学内広報誌として『View：日本獣医生命科学大学報』を（年3回）発行し、学内外に積極的な広報活動を展開している。学校法人日本医科大学においても本学を含め、法人主導による広報誌を刊行している。さらに、法人に所属する全教育部門・診療部門・研究部門を含めた広報誌『View』を刊行し、学校法人日本医科大学の教育関係施設、研究施設及び診療施設等に関する諸情報を公開している。
- ⑤ 学生に特化した情報提供は、カリキュラム ガイダンスの実施内容及びシラバス等を配布し教育資料としている。
- ⑥ 卒後研修及び同窓生の生涯学習に資するため、学術交流研究集会を実施している。最近の獣医学及び生命科学に係わる学術情報・技術情報等を提供している。
- ⑦ 寄付講座（1講座）を設置し、獣医学、生命科学、教育に関する諸情報の提供、動物愛護及び生命倫理の啓蒙に努めている。

(2) ITを利用した情報提供

- ① 学内LANを完成し、大学・学生・教員間における教育情報活動の効率化を積極的に実施している。
- ② 動物医療センターに、ITを応用した情報教育施設を整備し教育の資源とすると共に、教育マルチメディア及び情報通信技術を応用した教育の活性化を実施している。
- ③ 本学特有のホームページを開設し、学外者に対して多様な情報を提供している。

(3) 情報の提供項目

情報の提供は公開を原則としている。内容は、大学案内、教室（研究室）と教員の紹介、学生便覧、研究報告とAdvanceの発刊、カリキュラム、ガイダンス、シラ

バス、研究の意義、研究テーマ、研究の展開状況、動物医療の施設、診療内容、診療方法等の情報開示である。

ト. 教員の資質継続と向上の方策

自己点検・評価の一環として授業及び研究業績の評価も実施し、教育研究活動に反映させている。

1. 学生による講義の評価

学生による授業評価を年間に2回実施し、評価を受けた教員に返還して、教員の授業内容・方法等の改善資料としている。

2. 学外者による教員・研究の評価

教員及び大学院学生の研究実績及び教育活動につき、学外者によって研究及び教育の評価や将来展望等に関する示唆を受け、改善の資源としている。

3. 教育者研修に参加

設置法人を同じくする日本医科大学が実施している『医学教育のためのFDワークショップ』（年1回6月開催：医学教育とあるが、両大学の教養・基礎・応用分野の教員も含めチュートリアル教育研修となっている。）に、本学の教員数名を常に受講させ、教育技法の開発と向上に努めている。また、新任・昇任教員を対象とした教育技法等に関するワークショップ（年1回4月開催）も両大学から参加して実施している。

4. 本学におけるFDの推進について

今後、本学の学部及び大学院におけるFD推進のための、平成20年4月にFD委員会を設置した。委員会は委員長を含め5名の委員で構成されている。

【具体的な検討項目】

(1) 大学大学院生の授業アンケート（学生評価）の実施について

(2) 授業アンケート（学生評価）の評価結果が低い教員への対応について

① 授業改善計画書の提出の義務化、

② 学長、学部長等の幹部教員との面談の実施

(3) 教員による授業参観（教員評価）の実施について

(4) ワークショップの実施について